

鳥取県消費者教育推進計画

概要版

平成 28 年 3 月

鳥取県ではこれまで、「消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づき、県民が自主性をもって健全な消費生活を営むことができるよう、消費生活に関する啓発活動を推進するとともに、消費者教育の充実にも努めてきました。

しかし、社会のグローバル化・高度情報化・高齢化などの急速な進展により、消費者問題も多様化・複雑化しており、高齢者を中心とした悪質商法に関する被害の相談、インターネット関連のトラブルの相談などが多く寄せられています。

このような状況の中、平成24年12月に消費者教育の推進に関する法律(以下「消費者教育推進法」という。)が施行され、平成25年6月には「消費者教育の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されました。

消費者教育推進法及び基本方針において、消費者教育は、被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者にとどまらず、「消費者市民社会」の形成に寄与する消費者を育成することとされています。

また、消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障がいの有無など消費者の特性にも配慮した適切な方法で、学校・地域・家庭・職域など様々な場において、かつ消費者教育を推進する多様な主体が連携して効果的に行っていくことが求められているところです。

こうした背景や消費者教育推進法等の趣旨を踏まえ、本県においても、県内の実情や県民の意識・ニーズをとらえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進するための「鳥取県消費者教育推進計画」を策定します。

消費者教育の定義

- 消費者教育とは、『消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動』をいいます。
- 消費者市民社会とは、『消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会』をいいます。

計画の位置付け

消費者教育推進法第10条第1項に基づいて策定する「都道府県消費者教育推進計画」です。

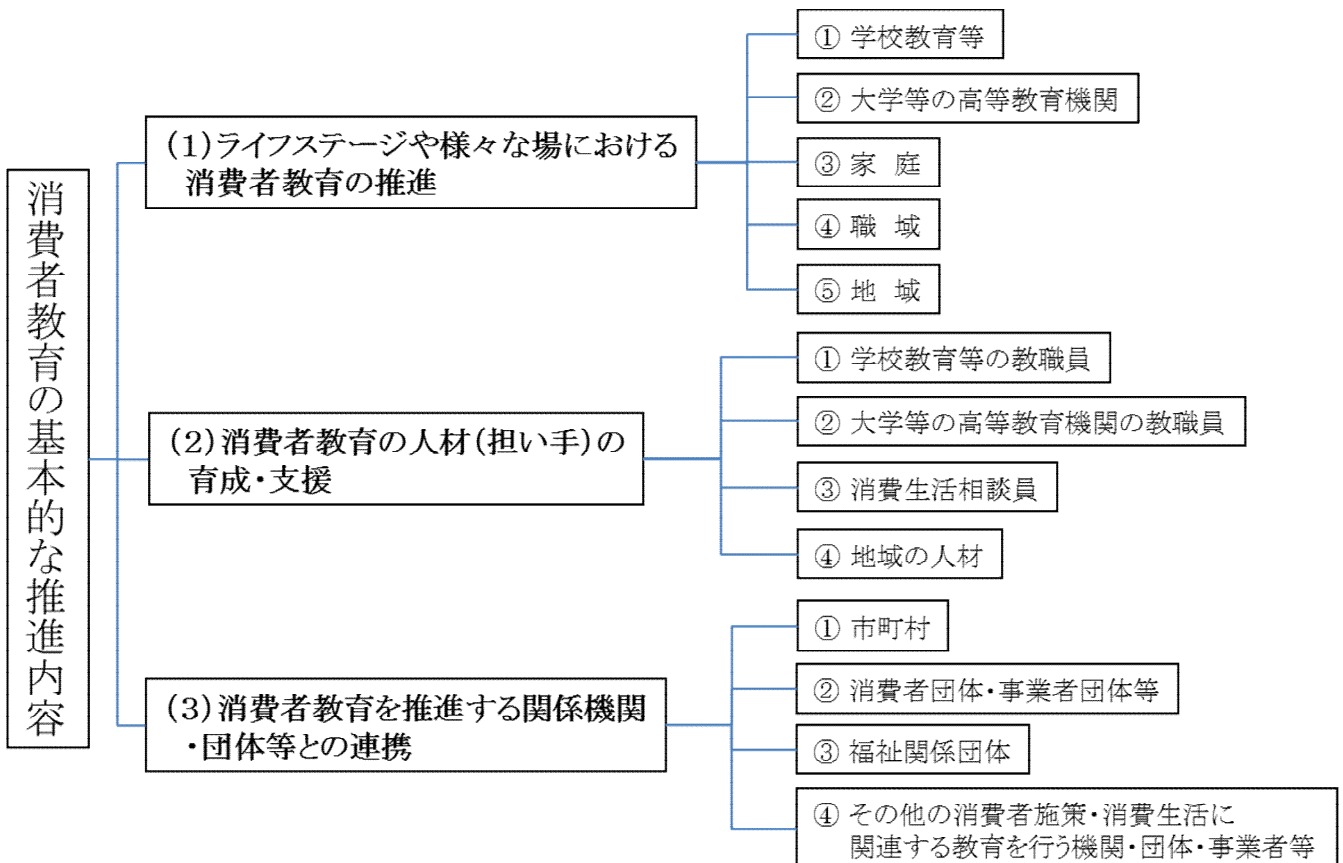
計画期間

平成28年度から平成30年度までの3年間で重点的活動期間として設定します。

なお、国の動向や県の取組の実施状況を踏まえ、必要に応じて計画期間も含めた見直しを実施します。

消費者教育の推進の内容

国の基本方針を踏まえ、消費者教育の基本的な推進内容を次のとおり体系的に整理し、消費者教育の担い手が相互に役割を認識しながら、連携して消費者教育を推進していけるよう取り組みます。



計画期間中に重点的に取り組む内容（重点項目）

消費者教育の推進に当たっては、次の3点を計画期間中に特に重点的に取り組む内容として設定し、「消費者教育の基本的な内容」に掲げる項目を縦に貫く視点で総合的に取り組みます。

重点項目1 消費生活センターを中心とした「消費者教育」の意義の普及

重点項目2 小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進

重点項目3 高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり

重点項目1：消費生活センターを中心とした「消費者教育」の意義の普及

- 消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口による広報・情報発信の強化
 - 消費生活センターが消費者教育の中心的な役割を果たせるよう、消費者教育に関する様々な資料や教材、優良事例等の収集・展示をするとともに、積極的に情報発信を行います。
 - 消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口が住民により身近な存在となるよう、市町村とも連携してその機能や役割についての広報を展開します。
- 「消費者市民社会の形成」という消費者教育の新たな視点の普及啓発
 - 「消費者市民社会の形成」を啓発する広報素材（映像・動画、リーフレット等）を新たに作成し、学校・家庭・地域など、様々な場での活用を推進します。
 - 消費者市民社会の形成につながる「エシカル消費」（人や社会、環境への配慮など、商品やサービスの背景にある社会的価値を考えた消費活動）の概念を普及するため、関係機関・団体や民間企業とも連携しながら相乗的な広報・啓発を展開します。
- 消費生活に関する様々な知識・情報を習得できる機会の拡充
 - 金融、情報メディア、悪質商法対策、社会的価値を考えた消費活動など、消費生活に関する様々な知識を習得できる講座を消費生活センターが中心となり、関係機関・団体と連携しながら、消費者大学を開学します。
- 年代・性別などターゲットやライフスタイルに応じた効果的な広報の実施
 - 様々な広報媒体（広報誌、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、防災無線、メール配信など）をターゲットに応じて効果的に活用し、実効性のある広報を展開します。

重点項目2：小・中・高等学校における消費者教育の一層の推進

- 教育現場での「消費者教育推進法」の趣旨及び内容の理解・普及
 - 学習指導要領等との関連性を踏まえた、学校や教員向けの消費者教育に関する連携・支援メニュー（パンフレット）を作成し、学校関係者が集まる会議や研修会等で配付・説明します。
- 消費者教育を行う教職員の指導力向上のための支援
 - 消費生活センターに、教育機関等とのつなぎ役となる消費者教育支援員（仮称）を配置し、教育機関を巡回して消費者教育に関する情報発信、外部講師との調整など、消費者教育をコーディネートすることにより、効果的な消費者教育のための支援ができる体制を整備します。
- 学校で活用できる啓発資料や教材を提供
 - 消費生活センターと教育委員会・教育機関等の有志による消費者教育推進ワーキングチームを結成し、学校での消費者教育に有効な資料や教材の収集・作成などを検討します。
 - 全国の優良指導事例や教材等の情報収集を行い、教育機関へ積極的に情報提供します。
- 消費者行政担当課と教育委員会・教育機関との連携
 - 消費生活センターと教育委員会・教育機関の有志による消費者教育推進ワーキングチームを結成し、学校での効果的な消費者教育に係る支援策を検討します。〔再掲〕
 - 学習指導要領等との関連性を踏まえた、学校や教員向けの消費者教育に関する連携・支援メニュー（パンフレット）を作成し、学校関係者が集まる会議や研修会等で配付・説明します。〔再掲〕

重点項目3：高齢者・障がいのある人の消費者被害を防ぐ仕組みづくり

■ 高齢者や障がいのある人を地域で支えるための見守りネットワークの構築

- 福祉分野での既存の地域見守りネットワーク関係者と消費者教育関係者が一堂に会し、相互に役割や連携方法を確認する機会を提供します。
- 地域住民と消費生活相談窓口とのパイプ役になる「地域消費生活サポーター（※）」の養成・活動支援を行います。

■ 地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センターとの連携

- 地域包括支援センターや障がい者地域生活支援センターが行う会議・研修会等に講師を派遣し、消費生活センターの機能・役割の理解と消費生活に関する情報の共有化を図ります。

■ 高齢者等を狙った特殊詐欺や悪質商法等に対する被害防止施策の強化

- 情報通信機器の普及や決済手段の多様化（クレジットやプリペイドカードなど）を悪用した詐欺的商法やマイナンバーなど新たな制度に便乗した詐欺的行為など、消費者被害の実態に即した啓発活動を迅速に実施します。
- 深刻化する特殊詐欺被害の撲滅に向けて地域の見守りネットワーク構築を支援します。
- 悪質な電話勧誘による被害防止について消費者庁のモデル事業で高い効果が実証されている自動通話録音装置（※）の普及促進を図ります。

■ 消費者団体等が実施する消費者被害防止のための自主的な活動の支援

- 消費者団体等が行う消費者教育の推進に係る取組を幅広く支援し、特に高齢者の消費者被害防止を目的とした事業に対して手厚く支援します。

※「地域消費生活サポーター」

身近な地域住民の見守りや消費生活相談窓口との橋渡し役（パイプ役）になる活動を期待して、県が養成・認定し、市町村が活用する、地域における消費者啓発のリーダー的存在です。

消費生活センターが認定した講座（消費生活の基礎的知識を有する人材となりえる講座）の修了者のうち、地域消費生活サポーターの趣旨に賛同される人を認定しており、平成26年度までに県内17市町村で延べ336名が地域消費生活サポーターの認定を受けています。

※「自動通話録音装置」

電話機に接続することで、電話着信時に犯罪等防止のためのメッセージを流し、通話を自動で録音することのできる装置です。電話口の犯罪行為等に対して、犯罪等の抑止・防止に効果があることが消費者庁のモデル事業で実証されています。

推進体制・成果の検証

- 県域における消費者教育施策の推進については、消費生活センター及び教育委員会をはじめとする関係機関が情報共有の上、有機的に連携し効果的に推進していくことに努めるとともに、「鳥取県消費者教育推進地域協議会」にその取組状況を適宜報告することで計画の実行性を担保します。
- 本計画に基づき推進していく消費者教育を実行性のあるものとするため、計画の進行管理や成果の検証について、毎年度、鳥取県消費者教育推進地域協議会を開催し、目標設定や評価方法等も含めて検討します。

《お問合せ先》

鳥取県消費生活センター

米子市末広町 294 米子コンベンションセンター 4階

■ 電話 0859-34-2765

■ ファクシミリ 0859-34-2670

■ 電子メール shohiseikatsu@pref.tottori.jp